

入 札 説 明 書

交番・駐在所用施設管理カメラシステムの賃貸借

(令和8年9月25日付公告分)

京 都 府 警 察 本 部 総 務 部 会 計 課

交番・駐在所用施設管理カメラシステムの賃貸借に係る入札公告に基づく入札等については、関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

なお、この入札に係る調達契約は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第4条に規定する特定調達契約である。

1 公告日

令和8年9月25日

2 契約担当者

京都府警察本部長 森下 元雄

3 担当部局

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係

電話075-451-9111 内線2273

4 入札に付する事項

(1) 業務の名称及び数量

交番・駐在所用施設管理カメラシステムの賃貸借 一式

(2) 業務の仕様等

仕様書のとおり

(3) 賃貸借期間

令和9年3月1日から令和14年2月29日まで

(4) 設置期間

契約締結日から令和9年2月28日まで（動作確認を含む。）

(5) 履行場所

京都府上京警察署今出川大宮交番ほか283施設

5 契約条項を示す場所等

(1) 契約条項を示す場所、入札説明書及び仕様書の交付場所並びに契約に関する事務を担当する組織の名称、所在地等

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地3

京都府警察本部総務部会計課施設管理室管財係

電話075-451-9111 内線2273

(2) 入札説明書及び仕様書の交付

ア 交付期間

令和8年9月25日（金）から令和8年10月29日（木）まで（日曜日、土曜日及び祝日を除く。）とする。

イ 交付場所

(1)に同じ。

ウ 交付方法

(ア) 原則として、アの期間に、京都府警察ホームページ (https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html) からダウンロードすること。

(イ) やむを得ず窓口交付を希望する場合は、アの期間の午前9時から午後5時まで

(正午から午後 1 時までの間を除く。) に、(1)に問い合わせの上、入手すること。

6 入札に参加する者に必要な資格

入札に参加しようとする者は、次に掲げる条件をすべて満たさなければならない。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第 167条の 4 の規定に該当しない者であること。
- (2) 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令が適用される令和 8 年度における物品又は役務の調達に係る競争入札に参加する者に必要な資格等を定める告示（令和 8 年京都府告示第 2 号）に定める競争入札参加者の資格を有する者で、次の業務種目に登録されている者であること。
大分類「賃貸借」－小分類「コンピュータ機器」
- (3) 4 の (1)の業務を契約期間中に確実に履行することができると認められる者であること。
- (4) 一般競争入札参加資格確認申請書（以下「確認申請書」という。）の提出期間の最終日から入札日までの期間において、京都府の指名競争入札について指名停止とされていない者であること。
- (5) 契約締結後、保守、点検、修理その他アフターサービスについて、適切に対応することができる体制を整備している者であること。
- (6) 出荷引受業者が I S M S 認証、P マーク又は同等以上のものを取得済みであること。

7 入札参加資格の確認

入札に参加しようとする者は、入札説明書において示す確認申請書及び一般競争入札参加資格確認資料（以下「確認資料」という。）を次により提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。

なお、提出した書類に関し、契約担当者から説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(1) 提出期間等

ア 提出期間

5 の (2)の アに同じ。

イ 提出場所

5 の (1)に同じ。

ウ 提出方法

(ア) 持参により提出する場合

提出期間中の午前 9 時から午後 5 時までの間に提出すること。

(イ) 郵送により提出する場合

書留郵便で提出期間内に必着のこと。

(2) 確認資料

日本語で記載された次の書類を提出すること。

ア 一般競争入札参加資格確認申請書

イ 競争入札参加資格審査結果通知書（写）

ウ アフターサービス体制報告書

エ 出荷引受書

オ 機器構成表（機器の仕様が分かるカタログ等を添付）

カ 出荷引受業者の I S M S 認証、P マーク又は同等以上のもの（写）

(3) 入札参加資格の確認結果通知

確認申請書の受付後、令和 8 年 11 月 10 日（火）までに一般競争入札参加資格確認結果通知（以下「確認結果通知」という。）により通知する。

(4) その他

ア 確認申請書及び確認資料の作成等に要する経費は、入札に参加しようとする者の負担とし、提出された書類は返却しない。

イ 6 の（2）の競争入札参加者の資格を有しない者で入札に参加しようとする者は、次により資格審査を受けることができる。

(ア) 資格審査申請書の提出期間

令和 8 年 9 月 25 日（金）から令和 8 年 10 月 7 日（水）まで（日曜日及び土曜日を除く。提出時間は、午前 9 時から午後 5 時までとする。）とする。

なお、その後も随時受け付けるが、この場合には、この公告に係る入札に間に合わないことがある。

(イ) 資格に関する文書入手するための手段

原則として、京都府ホームページ (<https://www.pref.kyoto.jp/zaisan/zuiji.html>) からダウンロードすること。

(ウ) 提出場所及び問合せ先

京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
京都府総務部入札課入札・物品調達調整係
電話 075-414-5428

ウ 確認結果通知送付用封筒として、表封筒に申請者の宛名（住所、氏名等）を記入した長 3 号封筒（横 12cm×縦 23.5cm）に 760 円（速達・簡易書留料）切手を貼って提出すること。

8 機器の調達に係る遵守事項

(1) サプライチェーン・リスクを考慮し、製造工程において意図しない変更が加えられないよう、次の適正な措置が講じられていること。

ア 機器等の製造工程の履歴に関する製造工程の管理体制が適切に整備されていること。

イ 機器等は、不正な変更が加えられないように製造者等が定めたセキュリティ確保のための基準等が整備され、適応されていること。

ウ 機器等の設計から部品検査、製造、完成品検査に至る工程について、不正な変更が行われないことを確保する管理が一貫した品質保証体制の下でなされていること。不正が見つかった場合には追跡調査や立ち入り調査等により原因を調査し、排除できる体制を整備している生産工程であること。

エ 機器等に対して不正な変更があった場合に識別できる構成管理体制が確立していること。

オ 発注者からサプライチェーン・リスクの懸念が払拭できないとの指摘を受け

た場合は、機器等の見直しを行うこと。

9 入札手続等

(1) 入札及び開札の日時、場所等

ア 日時

令和 8 年11月18日（水）午前11時

イ 場所

京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部本館入札室

(2) 入札の方法

ア 入札書は持参又は郵送によることとし、電送による入札は認めない。

イ 代理人が入札する場合は、委任状を提出しなければならない。この場合において、入札書には、入札者の氏名又は名称若しくは商号、代理人であることの表示及び当該代理人の氏名を記載して、押印（外国人の署名を含む。以下同じ。）をしておかなければならない。

ウ 入札書は、封筒に入れて密封し、かつ、封筒の表に氏名（法人の場合はその名称又は商号）及び「令和 8 年11月18日交番・駐在所用施設管理カメラシステムの賃貸借入札書在中」と朱書し、封筒の開口部を封印すること。

なお、開札後予定価格の制限の範囲内の入札がない場合で、直ちに再度入札を行うときは、この限りでない。

エ 入札回数は、2 回までとする。

オ 確認結果通知又はその写しを入札日に会場において提示しなければ入札に参加することができない。

カ 入札時刻に遅れたときは、入札に参加することができない。

キ 資格確認を受けた者で入札を希望しない場合には、入札に参加しないことができるので、具体的な理由を付した入札辞退届を郵送又は持参により事前に提出すること。

なお、正当な理由なく入札を辞退した場合は、京都府の指名停止措置を行うことがある。

(3) 郵送による場合の入札書の受領期限、提出先等

ア 受領期限

令和 8 年11月17日（火）必着

イ 提出先

〒602-8550 京都市上京区下長者町通新町西入藪之内町85番地 3

京都府警察本部総務部会計課長

ウ 郵便の種類は、書留郵便とする。

エ 当該郵便による入札者又は代理人が開札に立ち会わない場合における再度入札については、あらかじめ郵便入札に同封しておくこととする。

なお、この場合の再度入札については、1 回目の最低入札価格を示達できないため、無効となることがある。

オ 封筒は、二重封筒とし、中封筒に入札書のみを入れ、直接提出する場合と同様に

封印等の処理をし、表封筒に「令和 8 年11月18日 交番・駐在所用施設管理カメラシステムの賃貸借入札書在中」と朱書きするとともに確認結果通知又はその写しを同封し、京都府警察本部総務部会計課長宛ての親展とする。

なお、郵便により再度入札を行う場合においては、直接提出する場合と同様に封印等の処理をし、「令和 8 年11月18日 交番・駐在所用施設管理カメラシステムの賃貸借再入札書在中」と朱書きした中封筒を「令和 8 年11月18日 交番・駐在所用施設管理カメラシステムの賃貸借入札書在中」中封筒とともに表封筒に封入する。

カ 入札書を代理人名で提出するときは、委任状を同封する。ただし、当該代理人が開札に立ち会うときは、開札の際に委任状を提出することができる。

- (4) 入札者又はその代理人は、入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について、押印をしておかなければならない。

なお、入札書の入札金額については、訂正できない。

- (5) 入札者は、その提出した入札書の引替え、変更又は取消しをすることができない。
(6) 入札者が相連合し、又は不穏な挙動をする等の場合で競争入札を公正に執行することができない状態にあると認めたとき、契約担当者は、当該入札を延期し、又はこれを中止することができる。
(7) 入札説明書等に関する質疑について

ア 入札者は、入札説明書等を熟知の上入札しなければならない。この場合において、当該入札説明書等について疑義がある場合は、令和 8 年10月 7 日までに所定の様式により申し出るにより関係職員に説明を求めることができる。

なお、入札後入札説明書等についての不知又は不明を理由として異議を申し立てることはできない。

イ 質疑に対する回答については、令和 8 年10月20日までに京都府警察ホームページ (https://www.pref.kyoto.jp/fukei/site/kaikei_k/nyusatsu/index.html) に登載する。

- (8) 入札書に記載する金額

入札書に記載する金額は、賃貸借期間（令和 9 年 3 月 1 日から令和14年 2 月29日まで）における総額（税抜月額に60箇月を乗じた金額）を記載すること。

なお、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100分の10に相当する額を加算した金額をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税にかかる課税事業所であるか免税事業所であるかを問わず、見積もった契約希望金額の 110分の 100に相当する金額を入札書に記載すること。

- (9) 開札

ア 開札は、(1)に掲げる日時及び場所において、入札者又はその代理人を立ち会わせて行う。ただし、入札者又はその代理人が立ち会わない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

イ 開札場所には、入札者又はその代理人並びに入札執行事務に関係のある職員（以下「入札関係職員」という。）及びアの立会職員以外の者は入場することはできない。

- (10) 入札の無効又は失格

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

なお、無効な入札をした者（失格者を含む。）は、再度の入札に加わることはできない。

ア 公告に示した入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札

イ 確認申請書の提出をしなかった者のした入札

ウ 確認申請書に虚偽の記載をした者のした入札

エ 委任状を持参しない代理人による入札

オ 同じ入札に2以上の入札（他人の代理としての入札を含む。）をした者のした入札

カ 入札に関し不正の利益を得るための連合その他の不正行為をした者のした入札

キ 金額、氏名及び印鑑若しくは重要な文字の誤脱若しくは不明な入札書又は金額を訂正した入札書で入札した者の入札

ク 入札関係職員の指示に従わない等、入札場の秩序を乱した者の入札

ケ その他入札条件に違反した者のした入札

コ 再度入札において、前回の入札のうち最低の入札価格以上の価格で入札した者のした入札

サ 入札書の受領期限までに入札書が到着しなかった場合

(11) 落札者の決定方法

ア 京都府会計規則（昭和52年京都府規則第6号。以下「規則」という。）第145条の予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、当該入札者のうち、開札に立ち会わない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて当該入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

イ 落札者が決定通知のあった日から7日以内に契約を締結しないときは、落札者は当該契約の相手方となる資格を失うものとする。

(12) 契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(13) 契約書作成の要否

要する。

10 入札保証金

(1) 入札金額の100分の5以上の額を徴収する。ただし、競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項各号のいずれかに該当する場合は、免除する。また、落札者が契約を締結しない場合は、落札金額の100分の5に相当する額の違約金を落札者から徴収する。

(2) 競争入札に参加しようとする者が規則第147条第2項第2号に基づき入札保証金の免除を受けようとする場合は、過去2年間に国又は地方公共団体と締結した4の(1)の業務と同種の業務内容かつ履行完了済みの契約実績を契約実績証明書に少なくとも2件記載し、当該契約書の写しを添付の上、確認申請書と併せて提出すること。

なお、長期継続契約で履行途中の契約を実績として選定する場合は、契約実績証明書を提出する前に、３の担当部局に問い合わせをすること。

11 契約保証金

免除する。

12 その他必要な事項

- (1) この入札の実施については、１から11までに定めるもののほか、規則の定めるところによる。
- (2) 本公告に係る調達に関し、政府調達に関する苦情の処理手続要綱（平成８年京都府告示 485号）に基づく苦情申立てがあったときは、契約を締結しないこと又は契約の執行を停止し、若しくは解除することがある。